

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人みどり会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年12月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会を適正に運営するとともに、理事会の議事録を適正に作成すること。
- ・ 前年度からの未改善事項については、早急に改善に取り組むこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況についての報告（以下「職務執行報告」という。）を理事会に行わなければならないにもかかわらず、職務執行報告が行われていなかった。</p> <p>ついては、理事長は、4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会で報告すること。</p> <p>なお、当該指摘は、前々回の指摘事項であり、改善されなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用する一般法人法第98条） （法第45条の16第3項）（定款第17条第3項）</p>	<p>施設運営に係る報告は行なっていたが、理事長の職務の執行状況の報告は行っていなかったため、今後は、理事長として自己の職務の執行状況の報告を行う。</p>
2	<p>理事会の議事録について、出席した理事及び監事は議事録に署名し又は記名押印するところ、記名、押印のない者がいた。</p> <p>ついては、理事会の議事録において、出席した理事及び監事は署名又は記名押印すること。</p> <p>なお、議事録署名人による議事録の署名について、定款を変更することにより、理事会に出席した理事長及び監事を議事録に署名する旨を規定することができるので、参考とされたい。</p> <p>（法第45条の14）（法第45条の14第6項） （規則第2条の17）（定款第27条第2項） （審査基準別紙2第26条備考2）</p>	<p>当法人の定款の規定によらず、他法人の規程により議事録を作成していた。</p> <p>今後は、定款変更も含め、適切に議事録を作成する。</p>
3	<p>評議員会の議事録について、出席した評議員及び理事は議事録に署名し又は記名押印するところ、記名、押印のない者がいた。</p> <p>ついては、評議員会の議事録について、出</p>	<p>上記2のとおり、対応する。</p>

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
	<p>席した評議員及び理事は署名又は記名押印すること。</p> <p>なお、評議員会においても、議事録署名人による議事録の署名について、定款を変更することにより、出席した評議員及び理事（又は議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名）が議事録に署名する旨を規定することができるので、参考とされたい。</p> <p>（法第45条の1）（規則第2条の15） （定款第14条第1項及び第2項） （審査基準別紙2第14条備考2）</p>	
4	<p>評議員会における理事又は監事の選任は候補者ごとに決議を行うべきところ、議事録では候補者ごとに決議を行ったことが明らかでなかった。</p> <p>については、評議員会における理事及び監事の選任については、候補者ごとに決議を行うとともに、評議員会の審議内容がわかるように議事録には正確かつ詳細に記載すること。</p> <p>（規則第2条の15）（定款第13条第3項）</p>	<p>理事・監事の選任にあたっては、候補者ごとに決議を行うとともに、評議員会の審議内容がわかるように正確に議事録を作成する。</p>
5	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）</p>	<p>監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には、在任監事の過半数の同意を得たことが明確にわかるよう正確に議事録に記載する。</p>
6	<p>議事録上、理事会に代えて、監事にも理事と同等の議決権が付与された定款に定めのない「役員会」が設けられていた。</p> <p>理事会は全ての理事で組織し、法人の業務執行の決定や理事の職務の執行の監督するものであり、一方、監事は理事会へ出席し異議を述べるなど理事の職務の執行を監査する立場であり、理事会の議決権は有しない。よって、理事と監事が同じ立場で議決権を行使することはそれぞれの役割が果たされていないだけでなく、理事会も正しく機能していない状態であると言わざるを得ない。</p> <p>については、適切な法人運営を行うため、理事会を定款に従って開催するとともに、理事、監</p>	<p>理事・監事の立場は理解していたが「役員会」として全員に出席してもらった。</p> <p>今後は議事録を理事会と改め、理事・監事の立場、役割をより明確にして、適正に理事会を開催する。</p>

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
	<p>事、理事会は法令や定款に従いそれぞれの役割を適正に果たすこと。</p> <p>なお、当該指摘は、前年度指摘事項であり、改善されなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(法第 45 条の 13、法第 45 条の 14 第 4 項、法第 45 条の 18、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 101 条) (定款第 18 条、第 23 条、第 24 条)</p>	
7	<p>監事の資格要件として、</p> <p>①社会福祉事業について識見を有する者及び②財務管理について識見を有する者に該当する者がそれぞれ 1 名以上含まれている必要があるところ、令和 6 年 6 月 26 日の第 1 回評議員会で選任された監事 2 名とも財務管理について識見を有する者とのことであった。</p> <p>については、現任監事に社会福祉事業について識見を有する者に該当する者が含まれているか確認し、含まれる場合には当該者の資格要件の訂正を評議員会に諮ること。</p> <p>なお、当該指摘は、前年度指摘事項であるが、議事録には指摘に対して対応したことが確認できなかつたので、要因を分析の上、報告すること。</p> <p>(法第 44 条第 5 項) (審査基準第 3 の 4 (2) ①及び②)</p>	<p>再確認したところ、監事の資格要件の記入ミスによるものであった。</p> <p>指摘を受けて、理事会(令和 7 年 6 月 24 日)に報告し承認を得ていたが、議事録の記載に不備があった。</p> <p>今後は、疑義が生じることのないように正確に議事録を作成する。</p>
8	<p>役員報酬等は、定款上、理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で支給できると規定している一方、役員等の報酬及び費用弁償規定(以下「報酬規程」という。)では、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等の総額の範囲が定められており、理事及び監事に支給できる報酬等の総額が特定できない状態であったため、理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるよう再三文書指摘したところである。</p> <p>これを受けて、令和 7 年 4 月に報酬規程を再度見直し、理事等の報酬額の算定方法が追加されていたが、理事及び監事の報酬等の総額の範囲については、理事、監事ごとに定められていなかった。</p> <p>については、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めること。</p> <p>なお、報酬等の総額の範囲とは、各年度において支払うことができる「報酬」の上限額のこと、費用弁償は含まない。また、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定する</p>	<p>理事・監事の報酬等の総額の範囲については、再度、理事・監事ごとに分けて定め、役員報酬規程に明記する。</p>

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
	<p>こと。 なお、当該指摘は、前年度指摘事項であり、改善されなかった要因を分析の上、必ず改善すること。 (法第45条の35) (定款第21条) (役員報酬規程第2条)</p>	
9	<p>人件費積立資産 (5,680,000 円) を積立て目的以外に取崩していたが、取崩しの目的及び時期について理事会の承認を受けていなかった。 積立金は、理事会の決議の基づき将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるために計画的に積み立てられたものである。 については、積立金を積立て目的以外に取り崩す場合には、目的、金額及び取崩しの時期を明示して、止むを得ないものとして理事会で承認された場合とするように留意すること。 なお、当該指摘は、前年度指摘事項であり、改善されなかった要因を分析の上、必ず改善すること。 (会計省令第6条第3項) (定款第24条)</p>	<p>積立資産を取崩す場合には事前に理事会の承認を得る。 止むを得ず積立金を目的以外に取り崩す場合には、目的、金額及び取崩しの時期を明示して事前に理事会の承認を得る。</p>
10	<p>契約事務について、契約書が作成されていないものがあつた。 については、100 万円を超える契約にあつては契約書を作成し、100 万円以下又は理事長が作成不要と認める契約にあつては、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴すること (理事長が作成不要と認める場合は、その理由を稟議書等で明らかにしておくことが望ましい。) なお、当該指摘は前回も同様の文書指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善のための措置を講じること。 (経理規程第75条、第76条)</p>	<p>以前、改修工事を発注したことのある業者であり、契約書の作成は求めず、発注した。 今後は経理規程に基づき、契約書の作成が必要なものは契約書を作成する。</p>
11	<p>事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額 (△2,675,745 円) に積立金取崩額 (5,680,000 円) を加算した額に余剰が生じた範囲内で積立が可能であるにもかかわらず、余剰の範囲を超えて人件費積立金積立額 (7,780,000 円) が積み立てられていた。 については、余剰の範囲を超えて行った積立を取り崩すとともに、会計基準に従った適切な会計処理を行うこと。 なお、9の指摘のとおり、積立金を積立て目的以外に取り崩すにあつては、目的、金額及び取崩しの時期を明示して、止むを得ないもの</p>	<p>今後、積立金を行う予定はないが、積立金を積み立てする場合には、会計基準に従って適切に積み立てをする。</p>

文書指摘事項		是正・改善状況報告
	<p>として理事会で承認された場合とするように留意すること。 (会計省令第6条第3項)(運用上の取扱い19)</p>	
12	<p>経理規程の(注記事項)に関する規程において、「(15) 合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が規定されていなかった。併せて、第62条第2項の省略する中に(15)も追記すること。 ついては、モデル経理規程を参考に経理規程の見直しを行い、改正の際は附則を記載しておくこと。 なお、当該指摘は前々回文書指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。 (会計省令第29条第1項第15号)(経理規程第62条)</p>	<p>モデル経理規程を確認し追記する。</p>